

1 経済活動別県内総生産の項目

[総生産＝産出額－中間投入]

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>0 自社開発ソフトウェア及び企業内研究開発の R&D 産出額</p> <p>(1) 自社開発ソフトウェア</p> <p>(2) 企業内研究開発の R&D</p>	<p>0 各経済活動別産出額に以下により推計した自社開発ソフトウェア及び企業内研究開発の R&D 産出額を加算する。</p> <p>(1) 経済活動別産出額（自社開発ソフトウェア産出額を除く） ×国の経済活動別自社開発ソフトウェア産出額 ／国の経済活動別産出額 （自社開発ソフトウェア産出額を除く） ※加算対象は、1 (1)、5、6 (1)～(3)、7 (1)～(2)、9 (1) (2)ア(5)イウ、1 1 (2)アイ、1 2 (1)、1 3 (2)、 1 7 (1) (4)</p> <p>(2) 全国値×「研究者・技術者」の経済活動別人数の対全国比 ※加算対象は、1 (1)、5、6 (1)～(3)、7 (1)～(2)、9 (1) (2)ア(5)イウ、1 1 (2)アイ、1 2 (1)、1 7 (1)</p>	<p>「国民経済計算」 内閣府</p> <p>「国民経済計算」 内閣府 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省</p>
<p>1 農業</p> <p>(1) 耕種農業、畜産、加工農産物</p> <p>(2) 農業サービス業</p>	<p>1 産出額</p> <p>(1) 「生産農業所得統計」の産出額</p> <p>(2) 全国産出額（生産 QNA により年度転換）×従業者数の対全国比</p> <p>2 中間投入 産出額×国の中間投入比率（生産 QNA により年度転換）</p>	<p>「照会資料」 関東農政局群馬県拠点 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「国民経済計算」 内閣府 「生産農業所得統計」 農林水産省</p>
<p>2 林業</p> <p>(1) 苗木</p> <p>(2) 立木</p> <p>(3) 素地(林地残材以外)</p> <p>(4) 狩猟</p> <p>(5) 林地残材</p>	<p>1 産出額</p> <p>(1) 生産量×単価</p> <p>(2) 民有林の育成成長量×平均単価</p> <p>(3) 民有林の産出額「照会資料」</p> <p>(4) 捕獲数×単価</p> <p>(5) チップ生産量×歩留まり率×単価</p> <p>2 中間投入 産出額×国の中間投入比率（生産 QNA により年度転換）</p>	<p>「照会資料」 関東森林管理局 関東農政局群馬県拠点 県自然環境課 「田畑価格・山林価格調査」 日本不動産研究所 「木材需給の現況」 県林業振興課 「森林林業統計書」 県環境森林部 「木材統計」 農林水産省 「国民経済計算」 内閣府</p>
<p>3 水産業</p> <p>(1) 内水面漁業</p> <p>(2) 内水面養殖業</p>	<p>1 産出額</p> <p>(1) 粗生産額 「照会資料」</p> <p>(2) 食用は粗生産額 「照会資料」、種苗は単価×収穫量 鑑賞用は全国産出額×経営体数の対全国比</p> <p>2 中間投入 産出額×中間投入比率 中間投入比率は産業連関表による。 中間年は、全国値の動きで延長。</p>	<p>「照会資料」 県蚕糸特産課 県水産試験場 「漁業・養殖業生産統計」 農林水産省 「漁業センサス」 農林水産省 「群馬県産業連関表」 県統計課</p>
<p>4 鉱業</p>	<p>1 産出額 全国産出額（生産 QNA により年度転換） ×従業者数の対全国比</p> <p>2 中間投入 産出額×国の中間投入比率（生産 QNA により年度転換）</p>	<p>「国民経済計算」 内閣府 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
5 製造業 工業統計・ 経済センサス分 (控除)2181 碎石 製造業	<p>1 産出額 (製造品出荷額等－転売商品の仕入額＋在庫純増額 －販売電力収入) × 年度転換比率－在庫品評価調整額</p> $\text{年度転換比率} = \frac{\text{生産指数} \times \text{産出物価(年度計)}}{\text{生産指数} \times \text{産出物価(暦年計)}}$ <p>在庫品評価調整額 = { (年末在庫額－年初在庫額) － (年末在庫額／年末投入・産出物価指数 － 年初在庫額／年初投入・産出物価指数) × 暦年投入・産出物価指数 } × 年度転換比率 (29 人以下事業所の在庫純増については、補完推計した)</p> <p>在庫品評価調整額の年度転換比率 $\frac{\text{在庫指数} \times \text{産出物価(年度計)}}{\text{在庫指数} \times \text{産出物価(暦年計)}}$ ※ 2181 碎石製造業は上記の結果から控除した。</p> <p>2 中間投入 (原材料使用額等－製造関連外注費－転売商品の仕入れ額 －発電用燃料費) × 年度転換比率＋間接費＋政府手数料 ＋FISIM 消費</p> $\text{年度転換比率} = \frac{\text{生産指数} \times \text{投入物価(年度計)}}{\text{生産指数} \times \text{投入物価(暦年計)}}$ <p>間接費＝産出額×間接費比率</p> <p>政府手数料＝政府手数料産業分×産業別構成比 ※ 2181 碎石製造業は、産出額と同様に控除した。 ※ 投入・産出物価指数は令和 4 年度以降公表されなくなったため、生産 QNA の DF により延長した。</p> <p>工業統計については、従業者 3 人以下の事業所の各調査項目について補完推計した。 令和 3 年経済センサスについては、個人経営、外国の会社・法人でない団体の事業所の各調査項目について補完推計した。 経済構造実態調査については、個人経営、法人でない団体の事業所の各調査項目について補完推計した。</p>	「群馬県の工業」 「群馬県鉱工業指数」 県統計課 「工業統計表」 「経済構造実態調査」 経済産業省 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「製造業部門別投入・産出物価 指数」 日本銀行 「産業連関表」 総務省 「国民経済計算」 内閣府
6 電気・ガス・水道・廃 棄物処理業 (1) 電気業 ア 発電分 イ 送配電分 (2) ガス業 (3) 水道業	<p>1 産出額</p> <p>(1) ア 全国発電部門産出額×発電金額の対全国比 イ 全国送配電部門産出額×按分比率 H28 以降按分比率 $= \text{H27 按分比率} \times \frac{\text{当該年の消費電力金額の対全国比}}{\text{H27 の消費電力金額の対全国比}}$ H27 以前按分比率 $= \frac{\text{五電力に係る各県消費電力金額の総和}}{\text{全国消費電力金額}} \times \text{五電力に係る発電分以外の有形固定資産の県割合}$</p> <p>(2) ガス消費量×単価＋消費税</p> <p>(3) 営業収入－受託工事収益－受水費＋消費税</p>	「有価証券報告書」 各電力会社 各ガス供給会社 「電力調査統計」 資源エネルギー庁 「国勢調査」 総務省統計局 「推計人口」 各県 「照会資料」 各ガス供給事業所 県市町村課 「公営企業決算書」 県企業局 「市町村公営企業会計決算概 況」 県市町村課

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(4) 廃棄物処理業	<p>(4) 全国産出額（生産 QNA により年度転換） ×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比</p> <p>2 中間投入</p> <p>(1) ア、イ 産出額×電力会社の中間投入比率+FISIM消費 +政府手数料</p> <p>(2) 産出額×中間投入比率（生産 QNA により年度転換） ※中間投入比率は産業連関表による。 中間年は、全国値の動きで延長。</p> <p>(3) 営業費用中の中間投入分－受注型ソフトウェア額 +FISIM消費+政府手数料 受注型ソフトウェア額 ＝産出額×国の受注型ソフトウェア比率</p> <p>(4) 産出額×国の中間投入比率（生産 QNA により年度転換）</p>	<p>「国民経済計算」 内閣府</p> <p>「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省</p> <p>「毎月勤労統計調査」 厚生労働省</p> <p>「群馬県産業連関表」 県統計課</p> <p>「産業連関表」 総務省</p>
<p>7 建設業</p> <p>(1) 土木工事</p> <p>(2) 建築工事</p> <p>(3) 補修工事</p>	<p>1 産出額</p> <p>(1)、(2) 全国値（建設投資推計額） ×出来高ベース工事費の対全国比</p> <p>(3) 建築工事・土木工事の産出額×建設補修率延長推計 ①</p> <p>①＝産連建設補修率×当該年度建設補修率 ② ③ ／産連年度建設補修率 ④</p> <p>⑤＝「建設補修」 ／（「建築」+「公共事業」+「その他の土木建設」） 「」はいずれも産業連関表から。</p> <p>⑥＝維持・修繕元請完成工事高／新設元請完成工事高</p> <p>2 中間投入 産出額×国の中間投入比率（生産 QNA により年度転換）</p>	<p>「建設投資見通し」 「建設総合統計」 「建設工事施工統計調査」 国土交通省</p> <p>「国民経済計算」 内閣府</p> <p>「群馬県産業連関表」 県統計課</p>
<p>8 卸売・小売業</p> <p>(1) 卸売業</p> <p>(2) 小売業</p>	<p>1 産出額</p> <p>(1) 全国産出額×卸売業年間販売額等の対全国比 卸売業年間販売額等 ＝（年間販売額－本支店間移動－製造業の販売事業所分） ×マージン率+その他の収入額</p> <p>(2) 全国産出額×小売業年間販売額等の対全国比 小売業年間販売額等 ＝（年間販売額－本支店間移動） ×マージン率+その他の収入額 マージン率 ＝「商業統計表」公表年のマージン率 ×「法人企業統計」による粗利益率の伸び率 ※「商業統計調査」の対象期間が年度でない場合、「商業動態統計調査」の販売額の変化率により年度値に変換する。</p> <p>2 中間投入 (1)、(2) 産出額×中間投入比率 ※中間投入比率は産業連関表による。 中間年は、全国値の動きで延長。</p>	<p>「国民経済計算」 内閣府</p> <p>「商業統計調査」 「商業動態統計調査」 経済産業省</p> <p>「法人企業統計」 財務省</p> <p>「群馬県産業連関表」 県統計課</p>
<p>9 運輸・郵便業</p> <p>(1) 鉄道業</p> <p>ア JR 旅客</p> <p>イ JR 貨物</p>	<p>1 産出額</p> <p>(1) ア 鉄道輸送事業営業収益全国値×乗車人員数の対全国比</p> <p>イ 取扱収入「照会資料」</p>	<p>「照会資料」 JR 貨物北関東支店 各私有鉄道</p> <p>「群馬県統計年鑑」 県統計課</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
ウ JR以外の鉄道・軌道、索道 (2) 道路運送業 ア 道路旅客業 イ 道路貨物輸送業 (3) 水運業 (4) 航空運輸業 (5) その他の運輸業 (6) 郵便業	ウ 各私有鉄道収益＋都道府県別索道旅客収入 (2) ア 「陸運要覧」輸送収入 イ 全国産出額（生産QNAにより年度転換） ×自動車貨物輸送トン数の対全国比 (3) 全国産出額（生産QNAにより年度転換） ×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比 (4) 全国産出額（生産QNAにより年度転換） ×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比 (5) 以下ア～オ ア 倉庫業 全国産出額（生産QNAにより年度転換） ×普通倉庫保管残高の対全国比 イ 高速道路 道路別料金収入×道路延長キロの県分割合 ウ 有料道路 「照会資料」による。 エ 路外駐車場 全国産出額（生産QNAにより年度転換） ×駐車場、駐車施設可能台数の対全国比 オ 自動車ターミナル 全国産出額×年度転換比率 ×ターミナル規模の対全国比 (6) 全国産出額（生産QNAにより年度転換） ×従業者数の対全国比 2 中間投入 産出額×国の中間投入比率（生産QNAにより年度転換）	「鉄道輸送統計調査」 国土交通省 「照会資料」 群馬運輸支局 「陸運要覧」 群馬運輸支局 「道路統計年報」 「自動車輸送統計年報」 国土交通省 「国民経済計算」 内閣府 「倉庫統計季報」 国土交通省 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「財務諸表」 日本高速道路保有・債務返済機構 「自動車駐車場年報」 国土交通省 「第3次産業活動指数」 経済産業省 「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 「産業連関表」 総務省
10 宿泊・飲食サービス業 (1) 飲食サービス業 (2) 旅館・その他の宿泊所	1 産出額 全国産出額（生産QNAにより年度転換） ×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比 2 中間投入 産出額×国の中間投入比率（生産QNAにより年度転換）	「国民経済計算」 内閣府 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 「群馬県毎月勤労統計調査」 県統計課
11 情報通信業 (1) 電信・電話業 ア 電信・電話業 イ 電気通信に付随するサービス業、インターネット付随サービス業 (2) 放送業 ア 公共放送業 イ 民間放送業 ウ 有線放送業 (3) 情報サービス業 (4) 映像・音声・文字情報制作業	1 産出額 (1) ア 全国産出額（生産QNAにより年度転換） ×電話発信回数数の対全国比 イ 全国産出額（生産QNAにより年度転換） ×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比 (2) ア （受信料収入＋交付金収入）×受信契約数の対全国比 イ 営業収入－代理店手数料＋消費税 営業収入は「照会資料」による。 ウ } (3) } 全国産出額（生産QNAにより年度転換） ×（従業者数×1人当たり現金給与）の対全国比 (4) }	「国民経済計算」 内閣府 「業務報告書」、「財務諸表」 日本放送協会 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 「照会資料」 日本放送協会前橋放送局 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>(イ) 火災共済協同組合</p> <p>(ウ) 農業共済組合連合会 (農業共済組合)</p> <p>(エ) 農業共済事業</p> <p>(オ) 交通災害共済事業</p> <p>(カ) 信用保証協会</p> <p>(キ) 住宅ローン保証を提供する機関</p>	<p>・正味支払保険金 火災保険分+自動車保険分+自賠責保険分 +その他保険分</p> <p>・火災保険分、自動車保険分、自賠責保険分 全国値×支払保険金の対全国比</p> <p>・その他 全国値×(火災保険分+自動車保険分+自賠責保険分)の対全国比</p> <p>(イ) 正味収入保険料－正味支出保険金 －(責任準備金増加額－資産運用純益) 正味収入保険料 ＝共済掛金+再共済返戻金+その他の収入 －解約返戻金－満期返戻金－再共済料 －その他の返戻金 正味支出保険金 ＝共済金+支払準備金純増額－再共済金 責任準備金増加額 ＝年末責任準備金－年始責任準備金 資産運用純益 ＝利息及び配当金－支払利息</p> <p>(ウ) { (共済掛金+再共済手数料+還付収入金) －(還付支払金+再保険料+再共済掛金 +支払無事戻金) } －{保険金+支払準備金純増額－(再保険金+再共済金)} －準備金のうち保険契約者持分の責任準備金純増 +財産運用純益</p> <p>(エ) (共済掛金及び交付金+連合会無事戻金 －支払無事戻金－保険料及び技術料+賦課金) －(共済金+支払準備金純増額－保険金及び診療補填金)</p> <p>(オ) (共済掛金収入－未経過共済掛金純増額+繰入金) －共済見舞金</p> <p>(カ) 業務費</p> <p>(キ) 全国値×(1世帯当たりの負債現在高のうち住宅・ 土地の負債額(二人以上世帯) ×世帯数(二人以上世帯))の対全国比</p> <p>2 中間投入 産出額×国の中間投入比率(生産QNAにより年度転換)</p>	<p>「地方財政状況調査表」 県財政課</p> <p>「群馬県信用保証協会 レポート」 群馬県信用保証協会 「全国家計構造調査」 総務省統計局</p>
<p>13 不動産業</p> <p>(1) 不動産仲介業</p> <p>(2) 住宅賃貸業</p> <p>(3) 不動産賃貸業</p>	<p>1 産出額</p> <p>(1)、(3) 全国産出額(生産QNAにより年度転換) ×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比</p> <p>(2) 家賃総額(延べ床面積×単価(1㎡当たり家賃)) －民泊部分+住宅宿泊サービス支払額 種別に家賃単価と延べ床面積を推計して、家賃総額を算出。 延べ床面積は「住宅・土地統計調査」による。 ※中間年次は「建築着工統計」、「住宅着工統計」及び 「建築物滅失統計」により補間・補外推計。 単価は「住宅・土地統計調査」による。 ※中間年次は「消費者物価指数」により補間・補外推計。 民泊部分、住宅宿泊サービス支払額 全国値 × (1人1泊当たり宿泊料(宿泊事業法) ×延べ宿泊者数(人泊)+1届出住宅当たり産出額(特区分) ×認定施設数)の対全国比</p> <p>2 中間投入 産出額×国の中間投入比率(生産QNAにより年度転換)</p>	<p>「国民経済計算」 内閣府 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 「住宅・土地統計」 総務省統計局 「建築着工統計」 「住宅着工統計」 「建築物滅失統計」 国土交通省 「消費者物価指数」 総務省統計局 「住宅宿泊事業の宿泊実績に ついて」 観光庁 「国家戦略特区 特区民泊に ついて」 内閣府</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
14 専門・科学技術・業務支援サービス (1) 研究開発サービス (2) 広告業 (3) 物品賃貸サービス業 (4) その他の対事業所サービス業 (5) 獣医業 (6) 学術研究(政府) (7) 自然・人文科学研究機関(非営利)	1 産出額 (1)、(2)、(3)、(4) 全国産出額(生産QNAにより年度転換) ×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 (5) 全国産出額(生産QNAにより年度転換) ×獣医業に従事する獣医師数の対全国比 (6) 19(8)参照 (7) 20(3)参照 2 中間投入 (1)、(2)、(3)、(4)、(5) 産出額×国の中間投入比率(生産QNAにより年度転換) (6) 19(8)参照 (7) 20(3)参照	「国民経済計算」 内閣府 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 「群馬県毎月勤労統計調査」 県統計課 「獣医師の届出状況」 農林水産省
15 公務	1 産出額 2 中間投入 } 19(5)参照	
16 教育 (1) 教育 (2) 教育(政府) (3) 教育(非営利)	1 産出額 (1) 全国産出額(生産QNAにより年度転換) ×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 (2) 19(6)参照 (3) 20(1)参照 2 中間投入 (1) 産出額×国の中間投入比率(生産QNAにより年度転換) (2) 19(6)参照 (3) 20(1)参照	「国民経済計算」 内閣府 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 「群馬県毎月勤労統計調査」 県統計課
17 保健衛生・社会事業 (1) 医療業	1 産出額 (1) 総医療費=保険適用となる傷病治療費+保険適用外の支払い ア 保険適用となる傷病治療費 (イ) 公費負担分 a+b+c a 社会保険診療報酬支払基金経由分 =支払確定額総計-医療保険分-老人保健分 b 群馬県国民健康保険団体連合会経由分 =診療報酬等審査支払額のうち公費負担医療費、後期高齢者公費負担医療費、指定公費負担医療費分 +全国済分(自県審査)のうち公費負担医療費、後期高齢者公費負担医療費、指定公費負担医療費分 +福祉医療費(こども医療費無料分) c 新型コロナウイルスワクチン接種費用 「照会資料」より (イ) 保険者負担合計 社会保険診療報酬支払確定額のうち医療保険分 +国民健康保険給付額のうち保険者負担分(支払義務額、高額療養費) +労災保険のうち療養(補償)給付 +公務災害支払基金のうち療養給付 +共済組合付加給付 +組合健康保険付加給付 (ウ) 後期高齢者医療給付分 後期高齢者医療費合計(療養費、その他の保険の給付額) (エ) 患者負担分 「国民医療費」(患者負担額) ×「年度統計」支部別管掌別診療報酬確定金額の対全国比	「人口動態統計」 「国民医療費」 「医療費の動向調査」 厚生労働省 「協会けんぽ月報」 全国健康保険協会 「照会資料」 社会保険診療報酬支払基金 群馬県国民健康保険団体連合会 県国保医療課 県人事課 県総務事務管理課 県介護高齢課 県感染症・疾病対策課 「年度統計」 社会保険診療報酬支払基金 「労災保険事業概況」 群馬労働局 「国家公務員災害補償統計」 「国家公務員給与実態調査」 人事院 「健保組合決算見込み」 健康保険組合連合会

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料												
(2) 保健衛生業 (3) 社会福祉業 (4) 介護 (5) 保健衛生、社会福祉(政府) (6) 社会福祉(非営利)	イ 保険適用外の支払い {保険適用となる傷病治療費×(1+保険外診療比率)} -保険適用となる傷病治療費 -新型コロナウイルスワクチン接種費用 (2)、(3) 全国産出額(生産QNAにより年度転換) ×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 (4) 介護サービス費用額の合計-福祉用具購入費-住宅改修費 +市町村特別給付費用額 (5) 19(9)参照 (6) 20(4)参照 2 中間投入 (1)、(2)、(3)、(4) 産出額×国の中間投入比率(生産QNAにより年度転換) (5) 19(9)参照 (6) 20(4)参照	「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 「群馬県毎月勤労統計調査」 県統計課 「介護保険事業状況報告」 厚生労働省												
18 その他のサービス業 (1) 自動車整備・機械修理業 (2) 会員制企業団体 (3) 娯楽業 (4) 洗濯・理容・美容・浴場業 (5) その他の対個人サービス業 (6) 社会教育(政府) (7) 社会教育(非営利) (8) その他(非営利)	1 産出額 (1) ア 自動車整備業 全国産出額(生産QNAにより年度転換) ×自動車保有台数の対全国比 イ 機械修理業 全国産出額(生産QNAにより年度転換) ×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 (2)、(3)、(4)、(5) 全国産出額(生産QNAにより年度転換) ×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 (6) 19(7)参照 (7) 20(2)参照 (8) 20(5)参照 2 中間投入 (1)、(2)、(3)、(4)、(5) 産出額×国の中間投入比率(生産QNAにより年度転換) (6) 19(7)参照 (7) 20(2)参照 (8) 20(5)参照	「国民経済計算」 内閣府 「自動車保有台数」 自動車検査登録情報協会 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 「群馬県毎月勤労統計調査」 県統計課												
19 非市場生産者(政府) (1) 下水道 (2) 廃棄物処理 (3) 水運施設管理 (4) 航空施設管理(国公営) (5) 公務 (6) 教育 (7) 社会教育 (8) 学術研究 (9) 保健衛生・社会福祉	非市場生産者(政府)は、営利活動を行わないとみなすため、営業余剰は発生しない。したがって、費用の合計をもって産出額とする。 すなわち、 産出額 =生産コスト(雇用者報酬+中間投入+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)である。 ちなみに非市場生産者(政府)における供給面と需要面には以下の関係がある。 <table border="1" data-bbox="427 1816 1066 1973"> <tr> <td>1 雇用者報酬</td> <td>5 自己消費のための</td> </tr> <tr> <td>2 中間投入</td> <td>サービス生産</td> </tr> <tr> <td>3 固定資本減耗</td> <td>6 財貨・サービスの販売</td> </tr> <tr> <td>4 生産・輸入品に課される税</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">供給面(産出額=投入計)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">需要面</td> </tr> </table> 1 産出額 各決算書等から該当項目を計上。	1 雇用者報酬	5 自己消費のための	2 中間投入	サービス生産	3 固定資本減耗	6 財貨・サービスの販売	4 生産・輸入品に課される税		供給面(産出額=投入計)		需要面		「財政収支調査」 「群馬県統計年鑑」 県統計課 「地方財政状況調査表」 県財政課・県市町村課 「決算に関する付属書類」 県財政課 「市町村の財政状況」 「市町村公営企業会計決算概況」 県市町村課 「照会資料」 県教育委員会 県自動車税事務所 県病院局 県下水環境課 県子ども・子育て支援課
1 雇用者報酬	5 自己消費のための													
2 中間投入	サービス生産													
3 固定資本減耗	6 財貨・サービスの販売													
4 生産・輸入品に課される税														
供給面(産出額=投入計)														
需要面														

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	2 中間投入 各決算書等の中間投入+FISIM消費額-ソフトウェア	県感染症・疾病対策課 「国民経済計算」 内閣府 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「公共施設状況調査」 自治財政局 「財務諸表」 日本年金機構 社会保険診療報酬支払基金 「損益計算書」 全国健康保険協会
20 非市場生産者(非営利) (1) 教育 (2) 社会教育 (3) 自然・人文科学研究 機関 (4) 社会福祉 (5) その他	生産勘定の定義は、非市場生産者(政府)に準じる。 1 産出額 生産コスト=雇用者報酬+中間投入(FISIM消費額を 含む)+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税 ※雇用者報酬、中間投入、固定資本減耗、生産・輸入品に 課される税は、 それぞれの全国値 ×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比 2 中間投入 全国値×(従業者数×1人当たり現金給与)の対全国比	「国民経済計算」 内閣府 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 「群馬県毎月勤労統計調査」 県統計課
21 輸入品に課される税・ 関税	全国値×経済活動別県内総生産の「小計」の対全国比	「国民経済計算」 内閣府
22 (控除)総資本形成に係 る消費税	支出系列で推計した総固定資本形成及び在庫変動の仕入税額控除でき る消費税額の合計値を、同額一括控除する。	
23 固定資本減耗	1 産業 産出額×固定資本減耗比率(全国値) 2 非市場生産者(政府) 経済活動別産出額(固定資本減耗を除く) ×国の経済活動別固定資本減耗額 /国の経済活動別産出額(固定資本減耗を除く) 3 非市場生産者(非営利) 経済活動別産出額(固定資本減耗を除く) ×国の経済活動別固定資本減耗額 /国の経済活動別産出額(固定資本減耗を除く)	「国民経済計算」 内閣府

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料																					
24 生産・輸入品に課される税	<p>下表に沿って、特定の経済活動に格付ける。</p> <table border="1" data-bbox="448 241 1107 1496"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 241 512 275">区分</th> <th data-bbox="512 241 794 275">税 目</th> <th data-bbox="794 241 1107 275">経済活動別格付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 275 512 763">国 税</td> <td data-bbox="512 275 794 640">石油石炭税 酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税 電源開発促進税 石油ガス税 航空機燃料税、とん税、特別とん税 消費税、自動車重量税、印紙収入、地価税、国際観光旅客税のうち居住者企業負担分</td> <td data-bbox="794 275 1107 640">鉱業 製造業 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 卸売・小売業 運輸・郵便業 全産業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 640 512 763">税以外</td> <td data-bbox="512 640 794 763">特定アルコール譲渡者納付金 日本中央競馬会納付金</td> <td data-bbox="794 640 1107 763">卸売・小売業 その他サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 763 512 1160">県 税</td> <td data-bbox="512 763 794 1037">鉱区税 道府県たばこ税 軽油引取税 ゴルフ場利用税 地方消費税、不動産取得税、固定資産税(特例分)、自動車税、自動車取得税</td> <td data-bbox="794 763 1107 1037">鉱業 製造業 卸売・小売業 その他のサービス 全産業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1037 512 1160">税以外</td> <td data-bbox="512 1037 794 1160">発電水利使用料 収益事業収入</td> <td data-bbox="794 1037 1107 1160">電気・ガス・水道・廃棄物処理業 その他のサービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1160 512 1373">市 町 村 税</td> <td data-bbox="512 1160 794 1373">鉱産税 市町村たばこ税 入湯税 固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税</td> <td data-bbox="794 1160 1107 1373">鉱業 製造業 宿泊・飲食サービス業 全産業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1373 512 1496">税以外</td> <td data-bbox="512 1373 794 1496">発電水利使用料 収益事業収入</td> <td data-bbox="794 1373 1107 1496">電気・ガス・水道・廃棄物処理業 その他のサービス</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税 目	経済活動別格付け	国 税	石油石炭税 酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税 電源開発促進税 石油ガス税 航空機燃料税、とん税、特別とん税 消費税、自動車重量税、印紙収入、地価税、国際観光旅客税のうち居住者企業負担分	鉱業 製造業 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 卸売・小売業 運輸・郵便業 全産業	税以外	特定アルコール譲渡者納付金 日本中央競馬会納付金	卸売・小売業 その他サービス	県 税	鉱区税 道府県たばこ税 軽油引取税 ゴルフ場利用税 地方消費税、不動産取得税、固定資産税(特例分)、自動車税、自動車取得税	鉱業 製造業 卸売・小売業 その他のサービス 全産業	税以外	発電水利使用料 収益事業収入	電気・ガス・水道・廃棄物処理業 その他のサービス	市 町 村 税	鉱産税 市町村たばこ税 入湯税 固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税	鉱業 製造業 宿泊・飲食サービス業 全産業	税以外	発電水利使用料 収益事業収入	電気・ガス・水道・廃棄物処理業 その他のサービス	「国税庁統計年報」 国税庁 「関東信越国税局統計書」 関東信越国税局 「群馬県税務統計」 県税務課 「照会資料」 群馬運輸支局 県市町村課 「地方財政状況調査表」 県財政課・県市町村課 「決算の説明」 「租税及び印紙収入額調」 「国際収支統計」 財務省 「出入国管理統計」 法務省 「国勢調査」 総務省統計局 「国民経済計算」 内閣府
区分	税 目	経済活動別格付け																					
国 税	石油石炭税 酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税 電源開発促進税 石油ガス税 航空機燃料税、とん税、特別とん税 消費税、自動車重量税、印紙収入、地価税、国際観光旅客税のうち居住者企業負担分	鉱業 製造業 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 卸売・小売業 運輸・郵便業 全産業																					
税以外	特定アルコール譲渡者納付金 日本中央競馬会納付金	卸売・小売業 その他サービス																					
県 税	鉱区税 道府県たばこ税 軽油引取税 ゴルフ場利用税 地方消費税、不動産取得税、固定資産税(特例分)、自動車税、自動車取得税	鉱業 製造業 卸売・小売業 その他のサービス 全産業																					
税以外	発電水利使用料 収益事業収入	電気・ガス・水道・廃棄物処理業 その他のサービス																					
市 町 村 税	鉱産税 市町村たばこ税 入湯税 固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税	鉱業 製造業 宿泊・飲食サービス業 全産業																					
税以外	発電水利使用料 収益事業収入	電気・ガス・水道・廃棄物処理業 その他のサービス																					
25 (控除)補助金	全国値を総生産の対全国比で分割する。	「国民経済計算」 内閣府																					

2 県民所得の分配の項目

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>1 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給</p> <p>ア 現金・現物給与 (ア) 農業</p> <p>(イ) 林業</p> <p>(ウ) 水産業</p> <p>(エ) 鉱業、製造業、 電気・ガス・水道・ 廃棄物処理業、建設業、 卸売・小売業、運輸・ 郵便業、宿泊・飲食サー ビス業、情報通信業、 金融・保険業、不動産業、 専門・科学技術・業務支 援サービス業、教育 (除く学校教職員)、保健 衛生・社会事業、その他の サービスの</p> <p>(オ) 公務</p> <p>(カ) 教育 (うち学校教職員)</p> <p>(キ) 臨時・日雇</p> <p>(ク) 農林水産業の有給 家族従業者</p>	<p>1 (1) 各産業別・従業上の地位別 就業者数は、国勢調査を 基準とし、その他の調査で 補間・補外する。</p> <p>ア (ア) 農家分+農業法人事業 体分 農家分 = 農家1戸当たり雇用労賃 ×販売農家戸数 農業法人事業体分 = 1人当たり雇用者報酬 ×農業法人雇用者数 ×賃金地域格差</p> <p>(イ) 林家分+林業法人事業 体分 林家分= 林家の県内純生 産×林野面積の個人分割 合 ×雇用労賃率 林業法人事業体分= 1人 当たり雇用者報酬 ×林業法人雇用者数×賃 金地域格差</p> <p>(ウ) 県内産出額×雇用労 賃率 雇用労賃率は国の産業連 関表より、 賃金・俸給/国内生産額</p> <p>(エ) a+b (産業別に推計) a 県内常用雇用者分 県内1人当たり現金給与 ×常用雇用者数 県内1人当たり現金給与 = (30人以上の1人当たり 現金給与×30人以上の常 用雇用者数 +29人以下の1人当たり 現金給与×29人以下の常 用雇用者数) /(30人以上の常用雇用者 数+29人以下の常用雇用 者数) 常用雇用者数 = { 県民就業者数×雇用者 数割合 × (100-日雇割合)-流出 就業者 } ×二重雇用比率 二重雇用比率 = (本業以外の雇用者数+ 本業の雇用者数) /本業の雇用者数 b 県外常用雇用者分 県外1人当たり現金給与 ×県外常用雇用者数 県外1人当たり現金給与 = 県内1人当たり現金給 与 × (県外平均給与/県内平 均給与) 県外常用雇用者数 = 流出就業者数×県外二 重雇用比率</p> <p>(オ) 「財政収支調査」、 「地方財政状況調査表」 及び「照会資料」等によ り求める。</p> <p>(カ) 「財政収支調査」、 「照会資料」及び「学校 基本調査」等により求め る。</p> <p>(キ) 臨時・日雇の雇用者 数 ×臨時・日雇1人当たり 年間現金給与額 臨時・日雇の雇用者数 = 臨時・日雇の人数割合 ×産業別雇用者数×二重 雇用率 臨時・日雇の1人当たり 年間現金給与 = 臨時・日雇賃金比率 ×常用雇員の1人当たり 現金給与</p> <p>(ク) 農業有給家族従業者 数×(ア)/農業雇用者数 + 林業有給家族従業者数 ×(イ)/林業雇用者数 + 水産業有給家族従業者 数×(ウ)/水産業雇用者 数 ※雇用者には役員を含む</p>	<p>「農業経営統計調査」 農林水産省 「関東農林水産統計年報」 関東農政局 「法人企業統計」 財務省 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業 省 「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 「林業経営統計調査」 農林水産省 「農林業センサス」 農林水産省 「産業連関表」 総務省</p> <p>「群馬県毎月勤労統計調 査」 県統計課 「賃金構造基本統計調査」 厚生労働省 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業 省 「民間給与実態調査」 国税庁 「国勢調査」 総務省統計局 「国民経済計算」 内閣府 「毎月勤労統計調査」 厚生労働省 「就業構造基本調査」 総務省統計局</p> <p>「財政収支調査」 県統計課 「地方財政状況調査表」 県財政課・県市町村課 「照会資料」 県人事課、県警察本部 「財政収支調査」 県統計課 「照会資料」 県教育委員会 「学校基本調査」 文部科学省 「賃金構造基本統計調査」 厚生労働省 「国勢調査」 総務省統計局</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
イ 役員報酬（給与・賞与）	イ 産業別1人当たり役員給与・賞与×役員数 1人当たり役員給与・賞与 =1人当たり現金給与×役員と従業員の給与格差 役員数 =県民就業者数×役員比率	「国勢調査」 総務省統計局 「国民経済計算」 内閣府
ウ 議員歳費等	ウ 県議会議員歳費・委員報酬 +市町村議会議員歳費・委員報酬+国議会議員歳費 +一部事務組會議員歳費・委員報酬	「決算に関する付属書類」 県財政課 「照会資料」 県市町村課
エ 給与住宅差額家賃	エ (市中家賃(円/㎡)－給与住宅家賃(円/㎡)) ×給与住宅床面積	「住宅・土地統計調査」 総務省統計局
(2) 雇主の現実社会負担	(2)	
ア 社会保障基金に係る雇主の現実社会負担	ア 健康保険、厚生年金、労働保険、共済組合、公務災害補償基金、児童手当及び子ども手当、介護保険等	「事業年報」 全国健康保険協会 「厚生年金保険・国民年金事業年報」
イ その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担	イ 厚生年金基金、勤労者退職金共済機構、確定給付企業年金、退職一時金(民間分等)等	「児童手当事業年報」 厚生労働省 「照会資料」 群馬労働局、各共済組合、県介護高齢課
(3) 雇主の帰属社会負担	(3)	
ア 雇主の帰属年金負担	ア (全国値×厚生年金保険の保険料収納済額の対全国比×内民転換比率) －(確定給付型企業年金+退職一時金(民間等))	「地方財政状況調査表」 県財政課・県市町村課 「国税庁統計年報」
イ 雇主の帰属非年金負担	イ 退職一時金(政府分等)、公務災害補償費	国税庁
2 財産所得(受取)	2	
(1) 地方政府等	(1)	
ア 利子	ア FISIM調整前受取利子+FISIM貸し手側消費額 FISIM調整前受取利子 県および市町村の決算額等による。 FISIM貸し手側消費額 全国値×地方自治体歳出総額の対全国比	「国民経済計算」 内閣府 「地方財政状況調査表」 県財政課・県市町村課 「照会資料」 県下水環境課
イ 法人企業の分配所得	イ 財産運用収入－賃貸料(土地)＋公営住宅使用料	「決算に関する付属書類」 県財政課
ウ その他の投資所得	ウ 全国値×火災・自動車・自賠責正味収入保険料対全国比率 ×非生命保険純保険料の制度部門別割合	「厚生年金保険・国民年金事業年報」 厚生労働省
エ 賃貸料	エ 財産運用収入×(土地貸付料/財産運用収入)	「損害保険料率算出機構HP」 「日本損害保険協会HP」
(2) 家計	(2)	
ア 利子	ア FISIM調整前受取利子+FISIM貸し手側消費額 FISIM調整前受取利子=(7)+(i)+(j) (7) 預貯金利子=a+b a 一般預貯金利子 全国値×個人預貯金残高の対全国比 ×預金残高個人分割合 b 社内預金利子 県内社内預金額×預金利率の加重平均値 (i) 有価証券利子 全国値×個人預金残高の対全国比 (j) 信託利子 全国値×個人預貯金残高の対全国比 FISIM貸し手側消費額=全国値×個人預金残高の対全国比	「国民経済計算」 内閣府 「国税庁統計年報」 国税庁 「国勢調査」 総務省統計局 「都道府県別預金・貸出金」 日本銀行 「照会資料」 群馬労働局
イ 配当	イ 全国値×申告所得のうち配当所得の県割合(5年移動平均)	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
ウ その他の投資所得	ウ (7) + (イ) + (ウ) (7) 保険契約者に帰属する投資所得 生命保険の帰属収益 + 損害保険の帰属収益 + 定型保証の帰属収益 + 保険契約者配当 + 再保険の帰属収益 (イ) 年金受給権に係る投資所得 全国値 × 保険料収納済み額の対全国比 × 内民転換比率 (ウ) 投資信託投資者に帰属する投資所得 全国値 × (自県預金残高 / 全国預金残高) × 家計分の割合	「照会資料」 県農政課 「財務諸表」 群馬県信用保証協会 「国民経済計算」 内閣府 「都道府県別預金・貸出金」 日本銀行
エ 賃貸料	エ 個人企業の支払地代合計 × (国の粗受取土地賃貸料 / 国の粗支払土地賃貸料) - 土地税	「住宅・土地統計調査」 総務省統計局
(3) 対家計民間非営利団体	(3)	「国民経済計算」 内閣府
ア 利子	ア FISIM 調整前受取利子 + FISIM 貸し手側消費額 FISIM 調整前受取利子 = 全国値 × 従業者数の対全国比 FISIM 貸し手側消費額 = 全国値 × 従業者数の対全国比	「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省
イ 法人企業の分配所得	イ 全国値 × 従業者数の対全国比	
ウ 賃貸料	ウ 全国値 × 従業者数の対全国比 - 土地税	「損害保険料率算出機構HP」
エ その他の投資所得	エ 全国値 × 火災・自動車・自賠責正味収入保険料の対全国比率 × 非生命保険純保険料の制度部門別割合	「日本損害保険協会HP」
(4) 民間法人企業	(4)	「国民経済計算」 内閣府
ア 民間非金融法人企業	ア	
(7) 利子	(7) (非金融法人企業 FISIM 調整前受取利子 + FISIM 貸し手側消費額) × 非金融法人企業 FISIM 調整前受取利子の民間比率 非金融法人企業 FISIM 調整前受取利子の民間比率 = $a / (a + b)$ a 民間分 全国値 × 営業余剰対全国比 b 公的分 前年度値 × 国値増加率 FISIM 貸し手側消費額 = Σ (県の各産業産出額 × 国の各産業貸し手側 FISIM 消費額 / 産出額) - 個人企業 FISIM 消費額 ※各産業は金融・保険業を除く各産業である。	
(イ) 法人企業の分配所得	(イ) 全国値 × 営業余剰の対全国比	「財務諸表」 群馬県信用保証協会
(ウ) その他の投資所得	(ウ) 本邦及び外国損害保険の本県帰属収益 × 非生命保険純保険料の制度部門別割合 + 定型保証の本県帰属収益 × 分割比率	「固定資産の価格等の概要調書」 総務省
(エ) 賃貸料	(エ) 全国値 × 土地評価額の対全国比 - 土地税	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(イ) 法人企業の分配所得 (ウ) その他の投資所得 (6) 個人企業	(イ) 全国値×公的金融機関受取利子の対全国比 (ウ) ゼロ計上 (国値がゼロなので) (6) 家計に一括して計上する。	
3 財産所得(支払) (1) 地方政府等 ア 利子 イ 賃貸料 (2) 家計 (3) 対家計民間非営利団体 ア 利子 イ 賃貸料 (4) 民間法人企業 ア 民間非金融法人企業 (ア) 利子 (イ) 法人企業の分配所得 (ウ) 賃貸料 イ 民間金融機関 (ア) 利子	3 (1) 利子、賃貸料について計上。 ア FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額 FISIM 調整前支払利子 「地方財政状況調査表」等による。 FISIM 借り手側消費額 ＝全国値×貸付金残高の対全国比 ※財政投融资特別会計、地方公共団体金融機構の地方公共団体への貸付金残高 イ 「財政収支調査」、「地方財政状況調査表」及び「市町村の財政状況」等による。 (2) FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額 FISIM 調整前支払利子 ＝全国値×負債現在高の対全国比 ※負債残高は二人以上世帯のもの FISIM 借り手側消費額 ＝全国値×貸出残高「個人(運転資金)」の対全国比 (3) ア FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額 FISIM 調整前支払利子 ＝全国値×従業者数の対全国比 FISIM 借り手側消費額 ＝全国値×従業者数の対全国比 イ 賃貸料(土地賃貸料のみ) ＝全国値×従業者数の対全国比－土地税 (4) ア (ア) (FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額) ×FISIM 調整前支払利子の民間比率 FISIM 調整前支払利子 ＝全国値×営業余剰の対全国比 FISIM 借り手側消費額 ＝Σ(各産業産出額×国の各産業 FISIM/産出額) －個人企業 FISIM ※各産業は金融・保険業を除く各産業である。 (イ) 全国値×営業余剰の対全国比 (ウ) 全国粗支払土地賃貸料×法人決定価格の対全国比－土地税 イ (ア) FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額 ＋FISIM 貸し手側産出額 FISIM 調整前支払利子 ＝金融機関＋生命保険＋非生命保険 FISIM 借り手側消費額 ＝全国値×金融・保険業産出額の対全国比 ×FISIM 調整前支払利子の民間比率 FISIM 貸し手側産出額 ＝全国値×金融機関預金残高の対全国比	「地方財政状況調査表」 県財政課・縣市町村課 「照会資料」 関東財務局 「ディスクロージャー誌」 地方公共団体金融機構 「国民経済計算」 内閣府 「生命保険事業概況」 生命保険協会 「全国家計構造調査」 総務省統計局 「国民経済計算」 内閣府 「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省 「国民経済計算」 内閣府 「固定資産の価格等の概要調査」 総務省 「損益計算書」 各信用金庫・信用組合 中央労働金庫 「農業協同組合要覧」 県農政課 「照会資料」 群馬県農業共済組合 「国民経済計算」 内閣府 「金融経済統計月報」 日本銀行

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(イ) 法人企業の分配所得 (ウ) その他の投資所得 (エ) 賃貸料	(イ) 全国値×営業余剰の対全国比 (ウ) a+b+c a 保険契約者に帰属する投資所得 民間生命保険の帰属分+民間非生命保険の帰属分 +民間定型保証の帰属収益+民間保険契約者配当 b 年金受給権に係る投資所得 全国値×保険料収納済み額の対全国比×内民転換比率 c 投資信託投資者に帰属する投資所得 全国値×預金残高の対全国比 (エ) 全国粗支払土地賃貸料×法人決定価格の対全国比 -土地税	「厚生年金保険・国民年金事業年報」 厚生労働省 「都道府県別預金残高」 日本銀行
(5) 公的企業 ア 公的非金融企業 (7) 利子 (イ) 法人企業の分配所得 (ウ) 賃貸料	(5) ア (7) (非金融法人企業 FISIM 調整前支払利子 -FISIM 借り手側消費額) ×FISIM 調整前支払利子の公的比率 非金融法人企業 FISIM 調整前支払利子=a+b a 民間分 全国値×営業余剰対全国比 b 公的分 前年度値×全国値増加率 FISIM 借り手側消費額 =Σ(各産業産出額×国の各産業 FISIM/産出額) -個人企業 FISIM ※各産業は金融・保険業を除く各産業である。 (イ) 前年度値×全国値の増加率 (ウ) 全国値×営業余剰の対全国比	「国民経済計算」 内閣府
イ 公的金融機関 (7) 利子 (イ) 法人企業の分配所得 (ウ) その他の投資所得 (エ) 賃貸料	イ (7) 金融機関 FISIM 調整前支払利子 -FISIM 借り手側消費額+FISIM 貸し手側産出額 金融機関 FISIM 調整前支払利子 =金融機関+生命保険+非生命保険 FISIM 借り手側消費額 =全国値×金融・保険業産出額の対全国比 ×金融機関 FISIM 調整前支払利子の公的比率 FISIM 貸し手側産出額 =全国値×公的仲介型金融機関預金残高の対全国比 (イ) 全国値×公的金融機関受取利子の対全国比 (ウ) a+b+c a 保険契約者に帰属する投資所得 全国値×保険契約額の対全国比 b 年金受給権に係る投資所得 全国値×保険料収納済み額の対全国比×内民転換比率 c 投資信託投資者に帰属する投資所得 ゼロ計上(全額民間金融機関に計上) (エ) ゼロ計上	「厚生年金保険・国民年金事業年報」 厚生労働省
(6) 個人企業 ア 農林水産業 (7) 利子	(6) ア (7) FISIM 調整前支払利子-FISIM 借り手側消費額 FISIM 調整前支払利子 =全国値×農業協同組合貸出残高の対全国比 FISIM 借り手側消費額 =全国値×農業・漁業協同組合貸出残高の対全国比	「国民経済計算」 内閣府 「農林金融」 農林中金総合研究所

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(イ) 賃貸料 イ その他の産業 (7) 利子 (イ) 賃貸料 ウ 持ち家 (7) 利子 (イ) 賃貸料	(イ) (家計の支払粗賃貸料－家計分土地税) ×農林水産業分比率 家計の支払粗賃貸料＝a+b+c a 農林水産業の支払粗賃貸料 借入耕地面積×1a 当たり賃貸料 b 非農林水産業の支払粗賃貸料 併用借地戸数×1 世帯当たり地代 c 持ち家の支払粗賃貸料 専用住宅借地戸数×1 世帯当たり地代 農林水産業分比率＝a/家計の支払粗賃貸料 イ (7) FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額 FISIM 調整前支払利子 ＝全国値×個人企業数(農林水産業を除く)の対全国比 FISIM 借り手側消費額 ＝全国値×個人企業数(農林水産業を除く)の対全国比 (イ) 賃貸料 (家計の支払粗賃貸料－家計分土地税) ×非農林水産業分比率 非農林水産業分比率 ＝ア(イ)b/家計の支払粗賃貸料 ウ (7) FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額 FISIM 調整前支払利子 ＝全国値×貸出残高の対全国比 FISIM 借り手側消費額 ＝全国値×貸出残高の対全国比 (イ) (家計の支払粗賃貸料－家計分土地税)×持ち家分比率 持ち家分比率 ＝ア(イ)c/家計の支払粗賃貸料	「農林業センサス」 農林水産省 「田畑価格・山林価格調査」 日本不動産研究所 「国勢調査」 「家計調査」 「住宅・土地統計調査」 「全国家計構造調査」 総務省統計局 「国民生活基礎調査」 厚生労働省 「地方財政状況調査表」 県市町村課 「照会資料」 住宅金融支援機構
4 企業所得 (1) 民間法人企業 (法人企業の分配 所得受払後) (2) 公的企業 (3) 個人企業 ア 農林水産業 イ その他の産業 ウ 持ち家	営業余剰・混合所得＋受取財産所得－支払財産所得と定義。 (1) 非金融法人企業と金融機関ごとに 営業余剰＋受取財産所得－支払財産所得 (2) 非金融法人企業と金融機関ごとに 営業余剰＋受取財産所得－支払財産所得 (3) 営業余剰・混合所得－支払財産所得	
5 営業余剰・混合所得 (1) 民間法人企業 ア 民間非金融法人企業 イ 民間金融法人企業	総生産－固定資本減耗－(生産・輸入品に課される税－補助金) －雇業者報酬と定義。 (1) ア 民間非金融法人企業 県内営業余剰－(個人企業営業余剰＋公的企業営業余剰 ＋民間金融法人企業営業余剰) イ 民間金融・保険業営業余剰 金融・保険業営業余剰－公的金融法人企業営業余剰	「国民経済計算」 内閣府

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(2) 公的企業 ア 公的非金融法人企業	(2) ア 国公営企業については、全国値の按分及び直接照会による。県・市町村関係は決算書による。	「公営企業決算書」 県企業局 「市町村公営企業決算概況」 県市町村課 「病院事業決算書」 県病院局 「地方財政状況調査表」 県財政課・県市町村課 「建設工事受注動態統計調査」 国土交通省 「決算概要」 NEXCO 東日本、NEXCO 中日本 NEXCO 西日本 「財政収支調査」 県統計課 「事業報告書」 国立病院機構 「損益計算書」 NTT 東日本 「法テラス白書」 日本司法支援センター 「事業報告書」 地域医療機能推進機構 「自動車検査業務量（年報）」 国土交通省
イ 公的金融法人企業	イ 金融機関ごとに 全国値×対全国比 ※対全国比は、貸出残高等による。	「照会資料」 県税務課 関東財務局前橋財務事務所 「ディスクロージャー誌」 ゆうちょ銀行 「財務省 HP」 「業務統計年報」 日本政策金融公庫 「業務統計」 福祉医療機構
(3) 個人企業 ア 農林水産業	(3) ア (農林水産業純生産－雇用者報酬) × 国の個人企業混合所得 / 国の営業余剰・混合所得 国の個人企業混合所得 = 国の個人企業所得 × 営業余剰転換比率	「農林業センサス」 農林水産省 「国民経済計算」 内閣府
イ その他の産業	イ 本業混合所得＋内職混合所得＋兼業混合所得 本業混合所得 = 1 個人企業当たり本業混合所得 × 個人企業数 1 個人企業当たり本業混合所得 = 全国値 × 所得格差 所得格差は「国税庁統計年報書」により求める。 個人企業数 = 業主数－内職者数 内職混合所得 = 1 個人企業当たり本業混合所得 × 内職比率 × 内職者数 兼業混合所得 = 本業混合所得 × 兼業比率	「国勢調査」 総務省統計局 「国民経済計算」 内閣府 「国税庁統計年報」 国税庁
ウ 持ち家	ウ 持ち家帰属家賃 × 営業余剰比率	「国民経済計算」 内閣府 「住宅・土地統計調査」 総務省統計局

3 県内総生産(支出側)の項目

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>1 民間最終消費支出</p> <p>(1) 家計最終消費支出</p> <p>ア 2人以上世帯</p> <p>イ 単身者</p> <p>ウ 直接推計項目</p> <p>(ア) 金融機関の帰属サービス</p> <p>(イ) 家賃</p> <p>(ウ) 非生命保険のサービス料</p> <p>(エ) 自動車購入額</p> <p>(オ) 医療費</p> <p>(カ) 介護費</p> <p>(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出</p>	<p>(1) (13 目的別国内家計最終消費支出+13 目的別直接購入) ×分割比率+直接推計項目</p> <p>13 目的別直接購入=居住者家計の海外での直接購入 ×13 目的別輸入(直接購入)の構成比 -非居住者家計の国内での直接購入 ×13 目的別輸出(直接購入)の構成比</p> <p>※13 目的別輸入(直接購入)及び13 目的別輸出(直接購入)の構成比は国の産業連関表による。</p> <p>分割比率=全国家計構造調査※ベースの13 目的別消費支出額(年度、直接推計項目除く)の対全国比</p> <p>※2019 年以前は全国消費実態調査。</p> <p>なお、全国家計構造調査・全国消費実態調査非実施年度は補間・補外している。</p> <p>全国家計構造調査※ベースの13 目的別消費支出額(年度、直接推計項目除く)=ア+イ</p> <p>ア 2人以上世帯の1世帯当たり品目別1か月平均消費支出額 ×家計調査による年度転換比率×人員調整係数×世帯数 家計調査による年度転換比率 =1世帯当たり品目別10・11月平均消費支出額 /1世帯当たりの品目別年度消費支出額</p> <p>上記により求めた2人以上世帯の全国家計構造調査ベースの品目別消費支出額をSNAの13目的分類に組み替える。</p> <p>イ 単身世帯の1世帯当たり品目別1か月平均消費支出額 ×家計調査による年度転換比率×世帯数 家計調査による年度転換比率 =1世帯当たりの品目別年度消費支出額 /1世帯当たり品目別10・11月平均消費支出額</p> <p>上記により求めた単身世帯の全国家計構造調査ベースの品目別消費支出額をSNAの13目的分類に組み替える。</p> <p>※但し、「全国家計構造調査」では的確に把握できないため、別途ウで推計する直接推計項目や、消費支出とみなされない贈与金や仕送りなど、を除いて推計する。</p> <p>ウ</p> <p>(ア) a+b+c+d</p> <p>a 生命保険のサービス料 生命保険業の産出額</p> <p>b 年金基金のサービス料 年金基金の産出額</p> <p>c 証券手数料 全国値×(2人以上の全世帯1世帯当たり貯蓄現在高のうちの有価証券×世帯数)の対全国比</p> <p>d FISIM消費額 消費者家計借り手側FISIM消費額 +消費者家計貸し手側FISIM消費額</p> <p>(イ) 住宅賃貸業の産出額-震災時等借り上げ仮設住宅家賃</p> <p>(ウ) 非生命保険産出額×家計割合</p> <p>(エ) 全国の自動車の家計消費支出額×自動車購入額の対全国比</p> <p>(オ) 医療業産出額の推計過程での自己負担分</p> <p>(カ) 介護サービス業産出額の推計過程での自己負担分</p> <p>(2) 対家計民間非営利サービス生産者の自己消費額 非市場生産者(非営利)部門の産出額 -財貨・サービスの販売 -自己勘定総固定資本形成(R&D)</p> <p>※財貨・サービスの販売は生産系列推計時に、産出額と同様に全国値を按分して求める。</p>	<p>「国民経済計算」 内閣府</p> <p>「全国家計構造調査」 「国勢調査」 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 「家計調査」 総務省統計局</p> <p>「国民経済計算」 内閣府 「産業連関表」 総務省 「税務統計」 県税務課 「学校基本調査」 県統計課 「福祉行政報告例」 厚生労働省 「消費者物価指数」 「小売物価統計」 総務省統計局</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>2 地方政府等最終消費支出</p> <p>(1) 県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 地方社会保障基金</p>	<p>非市場生産者(政府)の産出額－財貨・サービスの販売 －自己勘定総固定資本形成(R&D)＋現物社会移転 現物社会移転</p> <p>(1) 県 公費負担医療給付＋震災時等借り上げ仮設住宅家賃</p> <p>(2) 市町村 公費負担医療給付</p> <p>(3) 地方社会保障基金 医療・介護保険(給付分)</p>	<p>「地方財政状況調査表」 県財政課・県市町村課</p> <p>「年度統計」 社会保険診療報酬支払基金</p> <p>「一般会計歳入歳出決算報告書」 財務省 予算書・決算書データベース</p> <p>「国民医療費」 厚生労働省</p> <p>「照会資料」 県住宅政策課</p> <p>「国民経済計算」 内閣府</p> <p>「国民健康保険事業年報」 「後期高齢者医療事業状況報告」 「介護保険事業状況報告書」 厚生労働省</p> <p>「照会資料」 県総務事務管理課 県市町村職員共済組合 県警察本部 県教育委員会</p> <p>「普通補償経理決算」 地方公務員災害補償基金</p>
<p>3 県内総資本形成</p> <p>(1) 総固定資本形成 ア 民間 (ア) 住宅</p> <p>(イ) 企業設備</p>	<p>消費税込みで推計し、投資過大評価となっている税額控除分を差し引く。ここで推計した税額控除は、総資本形成に係る消費税として生産側の控除項目に計上する。 コンピュータ・ソフトウェア及びR&Dを計上する。</p> <p>(1) ア (ア) 県内住宅投資額－公的住宅分 県内住宅投資額 ＝民間住宅(改装・改修以外) ×出来高ベース民間居住用建築物工事費対全国比 ＋公的住宅 ×出来高ベース公共居住用建築物工事費対全国比 ＋民間住宅(改装・改修) ×民間建築住宅維持・修繕工事費の対全国比</p> <p>(イ) a+b+c+d+e-f a その他の建物・構築物及び機械・設備の製造業分 全国値×(有形固定資産取得額＋建設仮勘定)の対全国比 b その他の建物・構築物及び機械・設備の製造業以外分 県総生産×投資額比率 投資額比率＝その他の建物・構築物及び機械・設備の 製造業以外分の投資額÷全国総生産</p> <p>c 育成生物資源 全国値×(果実＋乳牛＋その他の畜産)の対全国比</p> <p>d 研究・開発及びコンピュータ・ソフトウェア 県総生産×投資額比率 投資額比率＝研究・開発及びコンピュータ・ソフトウェアの投資額÷全国総生産</p> <p>e 娯楽作品原本 全国値×(放送業産出額＋映像・音声・文字情報制作業 産出額)－(NHKの受信料収入＋交付金収入)の対全国比</p> <p>f 控除額＝消費税込みの投資額×投資税額控除比率</p>	<p>「建設投資見通し」 「建設総合統計年度報」 「建築着工統計」 「建設工事統計」 国土交通省</p> <p>「国民経済計算」 内閣府</p> <p>「工業統計調査」 県統計課</p> <p>「経済構造実態調査」 経済産業省</p> <p>「生産農業所得統計」 農林水産省</p> <p>「経済センサス」 総務省統計局、経済産業省</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>(ウ) 一般政府(中央政府等・地方府等)</p> <p>(2) 在庫品変動 ア 民間企業</p> <p>イ 公的(公的企業・一般政府)</p>	<p>(ウ) a+b+c+d</p> <p>a 国 施設費の類－無体財産権購入費－施設費のうちその他 ＋施設施工旅費＋施設施工庁費 ＋その他の歳出のうち森林保全・治水事業関連費 －住宅投資 ＋県外の営繕工事事務所を通して県内に投資された建設 工事費(用地費・補償費を除く)</p> <p>b 県 (a) 一般財政投資 投資的経費のうち諸団体への補助金を除いた額 －住宅分 －(用地費－住宅分用地費) －投資的経費のうち人件費 ＋(独立行政法人の投資額－住宅投資額)</p> <p>(b) 下水道 有形固定資産の増加＋建設仮勘定の増加 －建設仮勘定のうち無形固定資産に振替になるもの の増減－建設仮勘定の減少額－土地分</p> <p>c 市町村・一部事務組合 (a) 一般財政投資 b(a)に準じる。</p> <p>(b) 下水道 建設改良費</p> <p>d コンピュータ・ソフトウェア及びR&D 額 (a+b+c)×国のコンピュータ・ソフトウェア及びR&D ／国の総固定資本形成額</p> <p>(2) ア 名目在庫変動(調整後) =実質在庫変動×在庫変動デフレーター－調整額 実質在庫変動 =年度末実質在庫残高－前年度末実質在庫残高 実質在庫残高 =名目在庫残高／在庫残高デフレーター 名目在庫残高 =国の年度末名目在庫残高×産出額小計※の対全国比 調整額=国の調整額×産出額小計の対全国比 国の調整額 =国の実質在庫変動×在庫変動デフレーター －国の名目在庫変動 ※ここで用いる産出額のsmall計は、市場生産者と非市場生産者 (非営利)の産出額の合計である。</p> <p>イ アに準じる。 ※ここで用いる産出額のsmall計は、非市場生産者(政府)の産出 額である。</p>	<p>「財政収支調査」 県統計課 「地方財政状況調査表」 県財政課・県市町村課 「決算に関する付属書類」 県財政課 「市町村公営企業決算概況」 県市町村課 「国民経済計算」 内閣府 「照会資料」 県下水環境課 関東地方整備局</p>
<p>4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合 (1) 財貨・サービスの移出入(純) (FISIMを除く) ア 移出(FISIMを除く)</p>	<p>(1)</p> <p>ア a+b</p> <p>a 経済活動別移輸出額 =経済活動別産出額※×産業連関表の移輸出率 ＋中央政府等の現物社会移転 産業連関表の移輸出率=(移出額＋輸出額)／生産額 ※R&D 産出額については、各産業から控除し、専門・ 科学技術、業務支援サービス業に一括計上する。</p> <p>b 準地域への移出額 =非市場生産者の産出額(中央政府等) －財貨・サービスの販売(中央政府等) －自己勘定総固定資本形成(中央政府等)</p>	<p>「群馬県産業連関表」 県統計課</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
イ 移入(FISIMを除く) (2) FISIMの移出入(純) (3) 統計上の不突合	イ 経済活動別需要額×産業連関表の移輸入率 経済活動別需要額 = (中間投入額+民間最終消費支出額+一般政府の最終消費支出額+総資本形成額)×産業連関表の列構成比 産業連関表の移輸入率 = (移入額+輸入額-関税-輸入商品税)÷県内需要合計 (2) FISIM 県内産出額-FISIM 県内消費額 (3) 県内総生産(支出側) - (民間最終消費支出+地方政府等最終消費支出 +県内総資本形成+財貨・サービスの移出入(純)) 財貨・サービスの移出入(純) =財貨・サービスの移出(FISIMを除く) -財貨・サービスの移入(FISIMを除く) +著作権等サービス移出入(純) +FISIMの移出入(純)	「群馬県産業連関表」 県統計課
参考 県外からの所得(純)	県民所得-県内所得(要素費用表示の県内純生産)	

4 県内総生産(生産側)の連鎖方式(平成 27 暦年連鎖価格)による実質化

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
全項目	<p>連鎖方式の基本算式は、</p> $LV_t = \frac{\sum_i P_{t-1}^i Q_t^i}{\sum_i P_{t-1}^i Q_{t-1}^i} \times LV_{t-1}$ <p>LV_t: t 年度の実質値 (連鎖方式)</p> <p>P_t^i: i 財の t 年度の価格指数</p> <p>Q_t^i: i 財の t 年度の実質値</p> <p>であり、計算手順の概略は、以下のとおりである。</p> <p>① t 年度の前年度基準の実質産出額 = t 年度の名目産出額 / (t 年度の産出デフレーター / t-1 年度の産出デフレーター)</p> <p>② t 年度の前年度基準の実質中間投入 = t 年度の名目中間投入 / (t 年度の中間投入デフレーター / t-1 年度の中間投入デフレーター)</p> <p>③ t 年度の前年度基準の実質総生産 = t 年度の前年度基準の実質産出額 - t 年度の前年度基準の実質中間投入</p> <p>④ t 年度の前年度基準の実質総生産の対前年度増減率 = t 年度の前年度基準の実質総生産 / t-1 年度の名目総生産</p> <p>⑤ t 年度の連鎖方式の実質総生産の一次推計値 (推計開始年は平成 23 年度) = 推計開始年 (23) 年度の名目総生産 × (24) 年度の前年度基準の実質総生産の対前年増減率 × (25) 年度の前年度基準の実質総生産の対前年増減率 . . . × T 年度の前年度基準の実質総生産の対前年増減率</p> <p>⑥ t 年度の連鎖方式の実質総生産 (平成 27 暦年基準) = t 年度の上記⑤の一次推計値 × (平成 27 年度の平成 27 暦年基準の実質総生産 / 平成 27 年度の上記⑤の一次推計値)</p> <p>平成 27 年度の平成 27 暦年基準の実質総生産 = (平成 27 年度名目産出額 / 平成 27 年度産出デフレーター) - (平成 27 年度名目中間投入 / 平成 27 年度中間投入デフレーター)</p>	「国民経済計算」 内閣府

5 県内総生産(支出側)の連鎖方式(平成27暦年連鎖価格)による実質化

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
0 推計手順	1～3について、計算手順は生産側実質化と同様	「国民経済計算」 内閣府
1 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 (2) 対家計民間非営利 団体最終消費支出	1 (1)、(2)を連鎖統合して求める。 (1) 13目的別家計最終消費支出について、国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化し、連鎖統合する。 (2) 国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。	
2 地方政府等最終消費 支出	2 国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。	
3 県内総資本形成 (1) 総固定資本形成 ア 民間 a 住宅 b 企業設備 イ 公的 a 住宅 b 企業設備 c 一般政府(中央 政府等・地方政 府等) (2) 在庫変動 ア 民間企業 イ 公的(公的企業・一 般政府)	3 (1)、(2)を連鎖統合して求める。 (1) ア、イを連鎖統合して求める。 ア a、bを連鎖統合して求める。 a 国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。 b 〃 イ a、b、cを連鎖統合して求める。 a 国の当該デフレーターを価格指数として用いて連鎖方式で実質化する。 b 〃 c 〃 (2) ア、イを連鎖統合して求める。 ア 在庫残高デフレーター(年度平均)を用いて連鎖方式で実質化する。 イ 〃	
4 財貨・サービスの移 出(純)・統計上の不 突 合・開差	4 5 - (1 + 2 + 3)	
5 県内総生産(支出側)	5 県内総生産(生産側)実質値(連鎖方式)	

※推計方法の記載は紙面の都合により主なものとどめた。